

総社市告示第27号

総社市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱（平成17年総社市告示第64号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(交付の対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、<u>平成28年度までに自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した者とする。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この告示は、平成17年3月22日から施行する。</u></p> <p><u>(この告示の失効)</u></p> <p><u>2 この告示は、平成29年10月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>(交付の対象者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した者とする。</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成17年3月22日から施行する。</p>

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。